

平成29年度執行予定の選挙など についてお知らせします

平成29年度執行予定の選挙

◆静岡県知事選挙及び静岡県議会議員補欠選挙

詳しくは、広報ふじ5月5日号でお知らせします（期日など左表参照）。

静岡県知事選挙及び静岡県議会議員補欠選挙

	静岡県知事選挙	静岡県議会議員補欠選挙
選挙期日	6月25日(日)	
告示日	6月8日(木)	6月16日(金)
期日前投票期間	6月9日(金)～24日(土)	6月17日(土)～24日(土)
開票	即日	

※選挙期日はどちらも同じですが、告示日と期日前投票期間が異なりますのでご注意ください。6月17日(土)から、両選挙の期日前投票をすることができます。

◆富士市長選挙

現在の市長の任期満了日は、平成30年1月18日です。公職選挙法の規定により、「任期満了による選挙は、その任期が終わる日の前30日以内に行う」とされています。期日については、決まり次第、広報ふじなどでお知らせします。

期日前投票所の増設

昨年の参議院議員通常選挙から、イオンタウン富士南1階サウスコートに期日前投票所を増設しました。増設の結果、3日間で4098人が投票を行いました。

今後の選挙でも、イオンタウン富士南に期日前投票所を設置する予定です。ぜひ、ご利用ください。

【注意】

イオンタウン富士南で期日前投票ができる期間や時間は、富士市役所とは異なります。選挙の際に郵送する投票所入場券などをご確認ください。

「期日前投票」とは？

選挙は、選挙期日(投票日)に投票所で投票することを原則としていますが、期日前投票は、選挙期日前でも、仕事や旅行、冠婚葬祭などで投票に行けないと見込まれる人が、選挙期日と同じ方法で投票を行うことができる制度です。

※期日前投票をする場合は、公職選挙法施行令の規定により、宣誓書への記載が必要です。

寄附の禁止

※投票所入場券の裏面に、宣誓書が印刷されています。期日前投票をする場合、必要事項を記入してから持参すると、受付がスムーズにできます。

政治家の寄附は禁止、有権者が求めることも禁止されています。

政治家が選挙区内の人に、お金や物を贈ることは法律で禁止されており、違反すると処罰されます。また、有権者が寄附を求めるとも禁止されています。

【禁止されている寄附(例)】

- ・祭りへの寄附や差し入れ
- ・町内会の集会や旅行などの催しへの飲食物の差し入れ
- ・地域の運動会やスポーツ大会への飲食物の差し入れ
- ・葬式の花輪、供花
- ・落成式、開店祝いの花輪
- ・入学祝い、卒業祝い
- ・病気見舞い など



寄附禁止について詳しくは、市ウェブサイトをごらんください。

【市ウェブサイト】くらしと市政↓市政情報↓選挙↓お知らせ・募集↓寄附禁止

大切なこと

皆さんで決めませんか

今年度は、静岡県知事選挙・県議会議員補欠選挙と富士市長選挙が予定されています。過去の選挙を振り返ってみますと、前回の静岡県知事選挙の富士市の投票率は44・97%、富士市長選挙の投票率は39・58%でした。

投票率の低下は、富士市だけでなく全国的な傾向にあります。県政や市政の進路を選択する重要な意義を持つ選挙で、有権者の半分以上しか投票しなかったという結果は、非常に憂慮すべき事態であると受けとめています。

昨年の参議院議員通常選挙から公職選挙法が改正され、選挙権年齢が20歳以上から18歳以上に引き下げられました。大切な一票を無駄にすることのないよう、投票に参加しましょう。



選挙管理委員長
ふるや としひさ 年久 さん
ふるや 古谷

問い合わせ

選挙管理委員会事務局

TEL (55) 2879
FAX (55) 3050